

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

（約款の変更）

平成31年3月31日時点において株式会社ジェイコム大田、株式会社ジェイコム中野、株式会社ジェイコム日野、株式会社ジェイコム多摩、株式会社ジェイコム八王子、株式会社ジェイコム足立、株式会社ジェイコム武蔵野三鷹、株式会社ジェイコム川口戸田、株式会社ジェイコム北関東、株式会社ジェイコム南横浜、株式会社ジェイコム千葉セントラル、株式会社ジェイコム市川および株式会社ジェイコム東葛葛飾（以下「再編前ジェイコム各社」といいます）ならびに表題記載の各社の本名称の約款は、平成31年4月1日をもって本約款に変更するものとします。

（債権債務の承継）

平成31年3月31日時点において再編前ジェイコム各社が有する債権はこの改正規定実施の日において、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本または株式会社ジェイコム千葉が承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、本約款に基づくものとします。

（改正前の規定による手続き等の効力）

再編後ジェイコム各社は、契約者が再編前ジェイコム各社の規定に基づき行った行為を、本約款に基づきなされた行為とみなします。

（一部継続事項について）

改正前の経過措置について以下を継続します。

1 株式会社ジェイコム東京

（実施期日）

この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。

（経過措置）

この改正規定実施の日から一部局（東京北局、港・新宿局、武蔵野三鷹局）について本約款に定める定期契約の種別で特別定期、第2種特別定期について新規申込みを停止いたします。

2 株式会社ジェイコム千葉

（実施期日）

この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。

（経過措置）

この改正規定実施の日から一部局（YY 船橋習志野局、）について本約款に定める定期契約の種別で特別定期、第2種特別定期について新規申込みを停止いたします。

J:COM TV サービス

3 表題記載の各社

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 3 月 1 日から実施します。

なお、料金表Ⅱの第 7 条および第 13 条の変更については、同実施日以降の提供に適用し、変更前に既に提供を受けている場合は従前の条件で提供いたします。

(経過措置)

当社は、この改正規定実施の日から平成 33 年 2 月 28 日までの間に、新たに J:COM TV スタANDARD サービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成 33 年 3 月 31 日まで以下の条件を適用します。

(1) J:COM TV スタANDARD 基本番組使用料を 4,095 円（税別）とします。

(2) 第 7 条（最低利用期間）を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 5 月 9 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。

(約款の変更)

2019 年 5 月 31 日時点において株式会社ジェイコムイーストならびに表題記載の各社の本名称の約款は、2019 年 6 月 1 日をもって本約款に変更するものとします。

(債権債務の承継)

2019 年 5 月 31 日時点において株式会社ジェイコムイーストが有する債権債務はこの改正規定実施の日において、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本または株式会社ジェイコム千葉が承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、本約款に基づくものとします。

(改正前の規定による手続き等の効力)

前項にて承継を行ったジェイコム各社は、契約者が株式会社ジェイコムイーストの規定に基づき行った行為を、本約款に基づきなされた行為とみなします。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 8 月 1 日から実施します。

ただし、2019 年 7 月 31 日までに料金表Ⅱに定める定期契約を申込みの場合は、申込み時の約款に基づくものとします。

(実施期日)

この改正規定は、2019年9月1日から実施します。

ただし、2019年8月31日までに料金表Ⅱに定める定期契約を申込みの場合は、申込み時の約款に基づくものとします。

(実施期日)

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

(経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、2019年11月28日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年5月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年9月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年11月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年12月2日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年2月4日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年2月17日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年3月30日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年4月1日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改正規定実施の日から 2023 年 2 月 28 日までの間に、新たに J:COM TV スタンダードサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2023 年 3 月 31 日まで以下の条件を適用します。

(1) J:COM TV スタンダード基本番組使用料を 4,095 円（税込 4,504 円）とします。

(2) 第 5 条（最低利用期間）を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2021 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021 年 10 月 13 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022 年 1 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022 年 9 月 28 日から実施します。

ただし、別表 定期契約（2022 年 6 月 30 日までにご契約のお客さま）のブルーレイ HDR 長期契約タイプの改定後の解除料金の適用開始日は 2022 年 10 月 1 日とします。

(実施期日)

この改正規定は、2023 年 1 月 25 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023 年 3 月 1 日から実施します。

J:COM TV サービス

(実施期日)

この改正規定は、2023年4月1日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改正規定実施の日から2025年2月28日までの間に、新たにJ:COM TV スタンダードサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2025年3月31日まで以下の条件を適用します。

(1) J:COM TV スタンダード基本番組使用料を4,095円(税込4,504円)とします。

(2) 第5条(最低利用期間)を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2023年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年12月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年2月1日から実施します。

この改正規定の実施につき、本約款の料金表に定めるアニメシアターX(AT-X)の月額利用料を以下の通り改定します。

アニメシアターX(AT-X)月額利用料	
改定前	改定後
1,800円(税込1,980円)	1,982円(税込2,180円)

(実施期日)

この改正規定は、2024年2月28日から実施します。

J:COM TV サービス

(実施期日)

この改正規定は、2024年4月1日から実施します。

この改正規定の実施につき、本約款の料金表に定める「フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム」の月額利用料を以下の通り改定します。

フジテレビ NEXT ライブ・プレミアムのみにご加入のお客さま	
(改定前) 2024年3月ご請求分まで	(改定後) 2024年4月ご請求分より
1,000円(税込1,100円)	1,600円(税込1,760円)
1,200円(税込1,320円)	1,800円(税込1,980円)

※ご加入のコースによって改定料金は異なります。

フジテレビ ONE・TWO・NEXT 3チャンネルセットにご加入のお客さま	
(改定前) 2024年3月ご請求分まで	(改定後) 2024年4月ご請求分より
1,350円(税込1,485円)	2,100円(税込2,310円)

(実施期日)

この改正規定は、2024年5月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年6月1日から実施します。

この改正規定の実施につき、本約款の料金表に定めるオプションチャンネル「スターチャンネル1」、「スターチャンネル2」、「スターチャンネル3」の3チャンネルセットを、以下の通りチャンネルを再編し、月額利用料を改定します。

(改定前) 2024年5月ご請求分まで	(改定後) 2024年6月ご請求分より
スターチャンネル1 スターチャンネル2 スターチャンネル3	スターチャンネル
2,300円(税込2,530円)	1,800円(税込1,980円)

(実施期日)

この改正規定は、2024年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年12月1日から実施します。

(改定料金プランへの移行に関する特約について)

当社は、この改定規定により、「J:COM TV サービス 改定料金プランへの移行に関する特約」を新設し、その適用を開始します。(以下、この特約のことを「移行特約」といいます。)

移行特約は、本約款に基づき現に契約している契約者に対し、電気通信事業法 第27条の2第4項などに適合した改定料金プランへの契約移行を目的として、新設するものです。

移行特約の新設にあたり、移行特約に記載が無い事項に関しては本約款を適用し、本約款との内容に異なる事項がある場合には移行特約を優先して適用するものとします。

J:COM TV サービス

(実施期日)

この改正規定は、2025年1月10日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2025年3月1日から実施します。

(WOWOW 4K 放送サービスの終了について)

WOWOW 4K 放送サービスは、株式会社 WOWOW の都合により、2025年2月28日をもって終了します。

(実施期日)

この改正規定は、2025年4月1日から実施します。

(東日本大震災仮設住宅支援に関する経過措置)

当社は、本約款 附則 2023年4月1日付の経過措置に定める東日本大震災仮設住宅支援に関する施策の適用を現に受けている契約者に対し、この改正規定により、本約款および料金表の定めに関わらず、2027年3月31日まで以下の特別料金を継続適用します。

品目	基本番組使用料
J:COM TV スタンダードサービス	4,095 円 (税込 4,504 円)

また、次の各号に規定する条件すべてを満たす契約者が、新たに J:COM TV スタンダードサービスへの契約変更もしくは契約追加の申込みを行い、当社がそれを承諾した場合、本約款および料金表の定めに関わらず、2027年3月31日まで上記の特別料金を適用します。

(1) 既に、この改正規定の実施日より前にインターネット接続サービス契約約款もしくは J:COM PHONE プラスサービス契約約款の附則 2023年4月1日付 経過措置に定める東日本大震災仮設住宅支援に関する施策の適用を受け、その適用が現に継続されていること。

(2) 機器等を設置する場所が、行政機関から被災者および避難者に提供される応急仮設住宅もしくは公営住宅であること。

(3) 前号の提供条件を確認するための証明書類を当社へ提示できること。

(実施期日)

この改正規定は、2025年5月1日から実施します。

(J:COM TV フレックス ネット動画サービスの料金額の改定について)

この改正規定の実施により、料金表 I の中の別表 1 に定める J:COM TV フレックス ネット動画サービス (Netflix サービスもしくはディズニープラスサービス) の対象プランにおける追加利用料 (月額) を、以下の通り改定します。

対象プラン	追加利用料 (月額)	
	改定前	改定後
Netflix ベーシックプラン	(追加料金不要)	273 円 (税込 300 円)
Netflix スタンダードプラン	455 円 (税込 500 円)	637 円 (税込 700 円)
Netflix プレミアムプラン	900 円 (税込 990 円)	1,273 円 (税込 1,400 円)
ディズニープラス プレミアムプラン	300 円 (税込 330 円)	482 円 (税込 530 円)